

令和元年度第 3 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和元年 5 月 8 日

担当部・課：健康部包括ケア推進室〔内線 2 5 7 2〕

① 件 名	
地域互助活動促進助成事業の実施について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】 地域共生社会の実現に向けた取組の一環として、地域福祉の推進に資する次世代型地域包括ケアシステムの体制構築のため、その中核的機能を担う拠点として（仮称）ささえあいセンターが建設されるとともに、地域包括ケアシステムの柱の一つである「互助を基本とした地域づくり」では、地域住民の主体的かつ持続的な互助活動が求められている。</p> <p>【目的】 高齢者、子ども、障害者等の日常生活に寄り添い、地域住民が主体的に行う見守り等の互助活動を促進する。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】 社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 1 0 6 条の 3 第 1 項</p> <p>〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕</p> <p>第 4 章 安心して健やかに暮らせるまち 第 1 節 お互いに支えあい生活できる仕組みを構築する 1 みんなで支えあう地域づくりを推進する</p>	
④ 提案に至るまでの経過	
平成 3 0 年 7 月	石巻市地域包括ケア推進協議会 第 2 期石巻市地域包括ケアシステム推進実施計画策定
1 1 月	石巻市総合計画実施計画へ地域力強化推進事業、多機関の協働による包括的支援体制構築事業を掲載
平成 3 1 年 3 月	地域力強化推進事業（地域互助活動促進助成金に関する内容を含む。）、多機関の協働による包括的支援体制構築事業について、補助事業の事前協議書を厚生労働省へ提出
⑤ 主な内容	
<p>市民に身近な地域で、地域住民が主体的に助け合い活動等に取り組めるよう、自治会等の活動団体の申請に基づき、地域互助活動促進助成金を交付し、互助活動の立ち上げ、定着を支援する。</p> <p>(1) 助成対象活動</p> <p>ア 送迎支援 通院、買物、社会参加等で、交通手段の確保に日常的に困っている高齢者、子ども、障害者等の車両による送迎を、地域の互助活動として行う活動</p> <p>イ 買物支援 買物等で日常的に困っている高齢者、障害者等、生活物資の調達が困難なため、配慮を要する者に対する買物や注文の代行、生活物資の配達及び買物の場の提供</p> <p>ウ 見守り・声がけ支援 地域住民主体の互助活動として行う高齢者、子ども、障害者等への訪問による見守り・声がけ活動により、安否確認、信頼関係の構築、ひきこもり防止等を図る活動</p> <p>エ 交流・助け合い活動 高齢者、子ども、障害者等が集う交流拠点を設け、多世代交流等を行う活動や生活相談会、座談会を開催し、必要に応じて助け合う活動</p>	

<p>(2) 助成対象経費 報償費、需用費(消耗品費、燃料費等)、役務費(保険料、通信運搬費等)、使用料及び賃借料(会場借上料、駐車場使用料等)</p> <p>(3) 助成金の限度額 (1) アの送迎支援 → 年額 12 万円 (1) イ～エの活動 → 年額 6 万円 (※複数の活動に取り組む場合は、当該活動の助成限度額合計と 18 万円のいずれか低い額)</p> <p>(4) 助成対象団体 会則若しくは規約を有する 5 人以上の市民主体の団体であって、市内において互助活動に取り組む自治会等</p> <p>(5) 1 団体の助成対象期間 1 団体につき 3 年を限度とする。</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)</p> <p>【影響・効果】 地域住民の主体的な互助活動が促進され、復興財源終了後の地域の主体的な見守りその他の互助活動の環境整備が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 3,600 千円(うち一般財源 900 千円) 財源：国庫補助(地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業) 3/4、市 1/4</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>仙台市 平成 29 年度から助成開始</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和元年 6 月 市議会第 2 回定例会に補正予算案を提案 石巻市地域互助活動促進助成金交付要綱の制定及び石巻市買物支援対策助成金交付要綱の一部改正(令和元年 7 月 1 日施行予定)</p> <p>7 月 助成申請受付 ※ 7 月以降 市民への周知等(市ホームページ、市報への掲載等)</p>
<p>⑨ その他</p> <p>「地域互助活動促進助成金」の創設に伴い、買物支援対策助成金交付要綱の一部を改正</p> <p>(1) 買物困難地域の定義を改正し、離島のみを適用範囲とする。</p> <p>(2) 1 団体あたりの助成金額に年度当たりの限度額を設ける。激変緩和として令和元年度 20 万円、令和 2 年度 15 万円、令和 3 年度から 9 万円を限度額とする。</p> <p>※ 現行では網地島の 1 団体のみに買物支援対策助成金を交付</p>